



感染防止対策のお願い

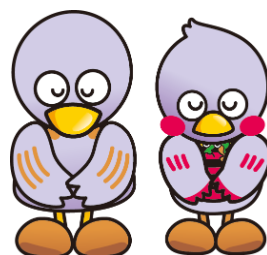
- 飲食店の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力いただき、心から感謝申し上げます。
- マスク着用の考え方が見直されるなど経済活動の正常化が進んできております。
- また、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に移行した場合、これまでお願いしてきた各種の制限がなくなり、自主的な感染防止対策に取り組んでいただく形になります(裏面参照)。

埼玉県からのお願い

- 5月8日以降も、感染リスクがなくなるわけではありません。感染拡大を防ぎ、営業活動が継続できるよう、引き続き、効果的な換気、手洗いの手指衛生など必要な感染防止対策をお願いします。今後、感染状況によっては新たなお願いをする場合もあります。
- 県では、国や業界団体が提供する情報を県ホームページに随時、掲載してまいりますので、ご確認をお願いします。

お問い合わせ

埼玉県産業労働部経済対策担当
048-830-3763



令和5年5月8日から5類感染症に移行した場合、以下の1～3の各制度は終了になります。ご協力ありがとうございました。

1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

彩の国「新しい生活様式」安心宣言
～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 「三つの密」を徹底的に回避します**
 - 毎時の換気
 - 一定の以上の入場制限（屋外でお待たせいただきます）
 - 密接や密接後、密接前での距離防止
 - 熱れ合わない距離での席間の確保
- 感染防止の対策を行います**
 - 発熱などの症状がある方の制限
 - 症状のある従業員の出勤制限
 - 手洗いや手指の消毒の徹底
 - 手の触れる場所の消毒
 - 共用する物品などの密閉化
 - 換気・換流の状況に応じたビニール袋に入れて密閉
- 安全のための設備にします**
 - 入口等に消毒設備、体温計の設置
 - 対面場所における、空気の流れを阻害しないパーティション（アクリル板・ビニールカーテン等）の設置
 - 毎時の換気と消毒の徹底
 - 共通タオルの廃止
- 安心に向けた工夫をします**
 - 事前予約の最大限の活用
 - 店舗のこまめな清掃
- 行いませぬ、行わせませぬ**
 - 閉鎖空間での激しい運動や大声
- 感染対策に特に留意します**
 - 一度に大人数が休憩する場面
 - 対面で食事や会話をする場面
- 重症化リスクに配慮します**
 - 高齢者や持病のある方への配慮（高齢者利用時間の設定など）
- 新しい働き方に向け努力します**
 - 在宅勤務やオンライン会議
 - ロテーション勤務、時差通勤

宣言日： 令和 年 月 日
名称： _____

埼玉県消費生活センター（消費生活センター） さいたま市消費生活センター

具体的な感染防止の取組を宣言し、店舗の入口等に掲示して、お客さまにPRする制度です。

2 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）



換気の徹底など感染防止対策を県が確認し、認証します。認証店はステッカーを掲示し安心・安全をPRする制度です。

3 ワクチン・検査パッケージ



まん延防止等重点措置下において、お客さまのワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認することにより、酒類の提供等の制限が緩和される制度です。

5月8日以降「安心宣言」の貼り紙や、「飲食店+（プラス）」、「ワクチン・検査パッケージ」のステッカーはおはがしいただいて結構です。